

令和9年度 時津町予約奨学生募集要項

〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町教育委員会教育総務課

電話 095-801-1266

時津町では、経済的な理由によって修学が困難な者に対し、奨学資金を貸付けることで教育の機会均等及び有為な人材の育成を図る目的で、奨学生の募集を行います。

なお、本町から奨学資金の貸付けを受ける者を時津町奨学生といい、貸付ける学資を時津町奨学資金といいます。

受付期間 令和8年8月3日（月） ～ 令和8年9月30日（水）

※失業・災害等の事由による家計急変のため奨学金が必要となった場合は、随時出願を受け付けます。
※奨学金は、進学後に振込みが始まります。進学前に必要な「入学金」等には利用できません。

1 奨学生となる資格

次の要件のすべてに該当される方に出席資格があり、その中から、時津町奨学資金運用委員会の選考を経て決定されます。

- (1) 主たる生計者が町内に住所を有していること、又は町長が特別の理由があると認める事由により町外に住所を有していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、次のいずれかへ進学を希望していること。
 - ア 大学（通信による教育を行うもの及び大学院を除く。）
 - イ 短期大学（通信による教育を行うもの及び大学院を除く。）
 - ウ 高等学校（通信制の課程を除く。）
 - エ 中等教育学校（後期課程（通信制の課程を除く。）に限る。）
 - オ 特別支援学校（高等部（通信による教育を行うものを除く。）に限る。）
 - カ 高等専門学校
 - キ 専修学校（専門課程であって、専門士、高度専門士の称号が付与される課程、学科に限る。）
- (3) 経済的な理由によって修学が困難であること。
- (4) 学業成績が良好であること。
- (5) 品行方正であること。

※ 独立行政法人日本学生支援機構が定める奨学金（給付型奨学金を除く）を受ける方は対象となりません。

2 奨学金の額・貸付期間

・大学・短期大学等	国立又は公立	月額：15,000 円、20,000 円、25,000 円のいずれから選択
	私立	月額：25,000 円、30,000 円、35,000 円のいずれから選択
・高等学校等	一律	月額：15,000 円、20,000 円、25,000 円のいずれから選択

貸付期間は、修学する学校における正規（最短）の修業期間となります。

3 貸付月と利子、返還期間

貸付金は、希望により本人名義の口座へ年 2 回（6、12 月）または毎月 1 回振り込みます。

ただし、**進学後に必要書類を提出しないと奨学金は振り込まれません。**貸付ける奨学金には利子はつきません。返還は、貸付けの終了した月の翌月から起算して 6 ヶ月を経過した後、10 年以内の期間で完納しなければなりません。

4 連帯保証人

出願の際、連帯保証人 2 人を選定していただきます。1 人は父もしくは母またはこれに代わる方（以下「保護者」）で、他の 1 人は、現在収入のある保護者以外の方で返還開始時に 65 歳未満となる方であって、原則として、時津町内に住所を有する方です。

奨学生として採用された場合、保護者以外の連帯保証人の印鑑証明書や収入のわかる書類（源泉徴収票または所得証明書）なども必要になります。（保護者以外の連帯保証人に関する書類は、採用決定後に揃えていただきます。）

5 出願手続

（1）受付期間と受付場所

令和 8 年 8 月 3 日（月） ～ 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

・・・時津町教育委員会教育総務課（役場本庁舎 3 階）

（2）出願に必要な書類

①時津町奨学生願書（様式第 1 号）・・・全員提出

・記入例を参考に、出願者本人が漏れなく記入してください。

②時津町奨学生推薦調書（様式第 2 号）

・在学している学校に申し出て証明を受けてください。

③住民票謄本（同一世帯の家族全員についての記載のあるもの）・・・全員提出

④所得証明書・・・全員提出

- ・主たる生計維持者について、市町村税務担当課で申請を行い、令和8年度（令和7年分）の所得証明の交付を受け、漏れなく提出してください。

※原則、主たる生計維持者は、父母とします。ただし、父母がともに無収入であり同一生計内の他の者が生計維持者である場合、その者を生計維持者とします。

⑤年金・恩給証明書・・・次の該当者のみ提出

- ・主たる生計維持者が年金・恩給を受給している場合は、金額の確認ができるものを提出してください。

⑥生活保護受給証明書・・・次の該当者のみ提出

- ・生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書又は保護決定通知書等（金額の記載があるもの）のコピーを提出してください。

⑦在学証明書・・・次の該当者のみ提出

- ・出願者の兄弟姉妹で高等学校、短大、大学、大学院及び専修学校等に在学中の方がいる場合は、その方の在学証明書又は学生証のコピーを添付してください。（小・中学校生は不要）

⑧障害者手帳のコピー・・・次の該当者のみ提出

- ・世帯員に障害者手帳、療育手帳、原爆被爆者健康手帳、又は介護保険被保険者証（要介護4・5）を所有している者がいる場合は、その手帳又は介護保険被保険者証のコピーを提出してください。

⑨単身赴任についての証明書・・・次の該当者のみ提出

- ・主たる生計維持者が、出願時において、仕事の都合により別居（単身赴任）している場合、本誌巻末の『書式1』をコピーして勤務先から証明を受け、添付してください。

⑩就職・転職者についての証明書・・・次の該当者のみ提出

- ・世帯員の中で、前年の途中で新たに就職または転職した方がいる場合、本誌巻末の『書式2』をコピーして現在の勤務先から証明を受け、添付してください。

⑪無職証明書・・・次の該当者のみ提出

- ・父母のいずれかが無職の状態である時は、民生委員が発行する『無職に関する証明（確認書・依頼書等）』を提出してください。
- ・お住まいの地区の民生委員が分からないときは、役場福祉課へお問い合わせください。

⑫海外赴任についての証明書・・・次の該当者のみ提出

- ・主たる生計維持者（父又は母）が令和8年1月1日から現在に至るまで、仕事の都合により海外（国外）赴任している場合、本誌巻末の『書式3』をコピーして勤務先から証

明を受け、提出してください。

⑬長期療養者がいる場合の証明書・・・次の該当者のみ提出

- ・同一生計者の中に、6ヶ月以上にわたる長期療養者がいる場合は、6ヶ月以上の療養と分かる医師の証明書等と直近6ヶ月分の領収書のコピーを提出してください。
- ・グループホーム等に入所されている方は、療養とわかる証明書と領収書を提出してください。

⑭火災・風水害・盗難等の被害の証明書・・・次の該当者のみ提出

- ・被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合は、被災証明書又は盗難届出証明書等を提出してください。（証明書の発行機関は、内容により市町村、警察、消防署等となります。）

その他願書審査の結果、出願後に必要に応じて書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

6 奨学生の決定及び通知

奨学生は、願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて、時津町奨学資金運用委員会の選考を経て、予算の範囲内で決定し、可否を通知します。

奨学生の内定通知を受けた方は、指定された期日に次に掲げる書類を提出していただきます。（書類の有効期限の関係上、採用決定後に揃えてください。）

①在学証明書

②誓約書・奨学金借用証書

- ・当課より所定の用紙を送付します。押印する連帯保証人の印鑑は実印（印鑑登録証明書と同一のもの）を押印していただきます。

連帯保証人について

奨学生として採用された場合は、上記以外にあと1名の連帯保証人（時津町内（該当者がいない場合は、ご相談ください。）に居住し独立の生計を営む者）が必要となります。

保護者以外の連帯保証人は、次の条件を満たしている方を選んでいただくことになります。

- 1 町内（町内にいない場合は県内）に住所を有する方。
 - 2 独立の生計を営む方。（奨学生の父母等と別世帯の方）
 - 3 現在収入があり奨学資金返還時に65歳未満である方。
- ※奨学金の返還について責任を負える方を選んでください。

③印鑑登録証明書（連帯保証人2人分）

④連帯保証人（保護者以外の保証人分）の所得を証する書類

- ・市町村が発行する令和8年度（令和7年分）の所得証明書、または、会社が発行する令和7年分源泉徴収票のどちらかを提出していただきます。

⑤口座届

- ・貸付けは本人名義の銀行口座への振込みとしますので、当課から送付する口座届を提出していただきます。

7 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、すみやかに届け出なければなりません。
- ①休学、復学、転学又は退学したとき。
 - ②停学その他の処分を受けたとき。
 - ③連帯保証人を変更したとき。
 - ④本人又は連帯保証人の住所、氏名の変更があったとき。
 - ⑤奨学金を辞退しようとするとき。
- (2) 奨学生は、在学中の間、毎年4月末日までに奨学金貸付継続願書に在学証明書を添えて提出しなければなりません。当課により所定の様式を送付しますので、期限までに提出してください。
- (3) 留学、病気その他の理由により休学した場合、貸付けは停止となりますので、すみやかに届け出てください。
- (4) 奨学生の父母等が町外転出した場合、奨学生の貸付けは廃止となりますので、すみやかに届け出てください。
- (5) 奨学生は、貸付けの終了した月の翌月から起算して、6ヶ月を経過した月から返還を開始し、10年以内に返還を終了しなければなりません。（無利子）
ただし、この返還金はいつでも繰り上げて返還することができます。
- (6) 貸付け終了後、住所、勤務先、連帯保証人の変更があったときは、そのつど、すみやかに届け出てください。

所得・学力の基準について

1 所得の基準

時津町が設定する所得基準額以下であること。

〔所得基準額 $\geq$ （収入金額から算出した所得額）－（控除額）〕

【収入の目安】（太枠内：収入金額）

			給与所得の場合 (収入金額・税込み)		給与所得以外の場合 (収入金額－必要経費)	
校種		世帯人数	4人(子2人)	5人(子3人)	4人(子2人)	5人(子3人)
大学等	自宅外通学の場合	所得基準額	344万円	359万円	344万円	359万円
		収入金額	859万円	920万円	451万円	512万円
高等学校等	自宅通学の場合	所得基準額	309万円	332万円	309万円	332万円
		収入金額	801万円	855万円	393万円	447万円

※この収入金額以上でも、家庭の事情（控除額）によっては所得基準額以下になる場合があります。

2 学力の基準

(1) 大学等

- ① 高等学校等の第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全履修科目について平均した値を5段階評価により算出し、**出願資格は3.5以上**とする。
- ② 国の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者については、合格成績の評定を合格科目について平均した値により算出し、**出願資格は4.0以上**とする。

(2) 高等学校等

中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全教科について平均した値を5段階評価により算出し、**出願資格は3.0以上**とする。